

並木北コミュニティハウスの施設利用（令和3年4月20日以降）について

【制限内容が変わりました！】

いつもご利用いただきまして、ありがとうございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の実施を受けて、横浜市教育委員会（学校）の了解のもと、**4月20日より**施設利用の制限内容等を下記のとおり一部変更することといたしました。

なお、皆さまご存じのとおり、「学校施設活用型コミュニティハウス」は、他の市民利用施設とは異なり、学校教育活動を優先したうえで施設利用が可能となっております。

生徒が安心して登校でき、かつ、当コミュニティハウスが安全に運営できるよう、引き続きご協力をお願いいたします。（今後、さらに制限内容に変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします）

○ 変更点

- ・ 開館時間を 20 時までとする。（電話対応も同様）
- ・ 大声の発声を伴う（コーラス、歌唱等）利用は感染の可能性が高いため当面不可とする。
- ・ 管楽器の演奏の利用は感染の可能性が高いため当面不可とする。

● 全般

1. **開館時間を 20 時までとします。（電話受付も同様。なお、火・日曜日は 17 時、金曜は休館です）**
2. 来館前の検温により、発熱、味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は、利用を控えてください。（なお、当面の間、施設入場時に入口にて検温を実施します。）
3. 校内へ入る前からのマスク着用、手指の消毒及び健康管理を徹底してください。
4. 学校への出入りは正門のみとし、校庭では、児童と接触しないよう、関係のない学校の敷地へ立ち入らないでください。なお、今までどおり校内への車の乗り入れは禁止です。
5. 神奈川県が実施している「LINE コロナお知らせシステム」への登録にご協力ください（コミュニティハウス入り口にて登録可能です）。

● 個人利用・市民図書利用

1. 個人利用・市民図書利用は、下記の利用ができます。
 - ・ ミーティングサロンでの打ち合わせ、雑誌等の閲覧。
 - ・ 市民図書の借受け、図書室内テーブルでの図書の閲覧。
 - ・ 印刷機・複写機の利用。※ 利用にあたっては、利用者同士の間隔を 1 m 以上あけるとともに、「個人利用票」に氏名・連絡先等を記入していただきます。（図書貸出券をお持ちの方は番号を記載。また、必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。）
2. 「赤ちゃんルーム」及び「空室での学習」は、引き続き利用できません。

● 団体利用（研修室・和室等の利用）

1. 利用代表者及び連絡者は、当日のメンバーの状況（名前、緊急連絡先、体調等）を把握し、名簿を作成してください。（必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。）

2. 定員は、人と人との間隔が1m取れる範囲を基本とします。
※中研修室 20名、小研修室 12名（一括利用 32名、机使用は1机に1名）、和室：10名
3. コーラス、謡、朗読会、詩吟など大声を発する活動、吹奏楽器演奏の活動は、当面の間利用できません。
4. 囲碁、将棋等、活動上間隔を1m取れないものや対面を避けられないものは利用できません。
5. 茶器等十分な消毒ができない備品は貸出しできません(活動に必要な物をご持参ください)。
6. 使用中の頻繁な換気(扇風機の使用等)及び使用後の消毒を行っていただきます。
7. 飲食についてはできません。ただし、利用中の水分補給は構いません。

● **その他**

1. 自主事業を行う場合は、教育委員会の指示に基づく対策をしたうえで実施します。
2. 感染者が発生した場合
感染者が活動した施設の使用を中止します。(感染した場合は、コミュニティハウスにご連絡ください)